

別記様式第 1 号 (7 条関係)

受付番号	平成 30 年 第 7 号
受付日	平成 30 年 11 月 4 日
送付日	平成 30 年 11 月 5 日
答弁受理日	平成 30 年 11 月 25 日

### 文書質問書

質問交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	企画財政部

#### 【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う内容を補完する程度とし、その主旨が理解できるよう具体的に記載する。

行政財産の目的外使用許可は、昭和 38 年 9 月 10 日付自治事務次官通知にて、「長期継続的使用の許可ができないものである」ことが示されております。さらに、平成 25 年 6 月 26 日付総務省自治行政課長通知でも「行政財産の目的外使用許可が適切に運用されるよう（中略）指定都市を除く市町村に対してもこの旨周知をお願いいたします。」と示されております。

一方で、「文書質問書平成 28 年 5 1 号～6 6 号」にて、次のような行政財産の本来の目的と異なる用途に利用されていることが明らかになりました。

- 総務部 北大阪商工会議所事務所、組合事務所
  - 市民部 自動販売機
  - 健やか部 医師会事務局、訪問看護ステーション等、歯科医師会事務局
  - 福祉部 社会福祉協議会事務所、自動販売機
  - 環境部 駐車場、携帯電話基地局、畑
  - 都市整備部 平面駐車場、テニスコート
- ※以下略

中には、「長期継続的使用の許可」がなされているケースや又貸しまで行われていた事実まで発覚しております。そもそも行政財産の目的外使用許可は、次のように、対象を絞るものであり、本市の行政財産の目的外使用許可は範囲を逸脱していると思料されます。

<p>名古屋市政府 （使用許可の基準）</p> <p>第 5 条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第 218 条の 4 第 7 項の規定に基づき、その使用を許可することができる。</p> <p>(1) 公の施設の利用者、職員等当該施設を利用し、又は使用する者のため、食料、喫煙その他の厚生施設を設ける場合</p> <p>(2) 運輸事業、電気又はガス供給事業その他の公益事業に使用する場合</p> <p>(3) 災害その他の緊急やむを得ない事情の発生により、応急施設として極めて短期間使用する場合</p> <p>(4) 国、他の地方公共団体又は他の公益団体（以下「公的団体」という。）又は公共的利用に供して、公用、准公用又は公益事業に使用する場合</p> <p>(5) 本市の事業と密接に関連する施設として使用する場合</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、行政上適当と認められる場合</p>
--

平成18年法律第53号「地方自治法の一部を改正する法律」によると、「行政財産の貸付」が制度化され、地方公共団体以外の者に長期的かつ安定的に貸付をする場合には、「行政財産の貸付」が一般的であり、その際には、入札等に付すべきものと解されております。

つきましては、行政財産の本来の目的と異なる用途に利用されていることについては、行政財産の目的外使用許可と「行政財産の貸付」とを再整理し、「行政財産の貸付」が選択された場合には、入札を導入すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

## 文書質問書答弁書

回答日：平成30年1月25日  
担当部局：企画財政部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく山本景議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

### 記

**質問要旨** 平成18年法律第53号「地方自治法の一部を改正する法律」によると、「行政財産の貸付」が制度化され、地方公共団体以外の者に長期的かつ安定的に貸付をする場合には、「行政財産の貸付」が一般的であり、その際には、入札等に付するべきものと解されております。

つきましては、行政財産の本来の目的と異なる用途に利用されることについては、行政財産の目的外使用許可と「行政財産の貸付」とを再整理し、「行政財産の貸付」が選択された場合には、入札を導入すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

**回 答** 本市では、行政財産の目的外使用許可及び行政財産の貸付の考え方並びにその相手方の選定については、市有財産事務（行政財産目的外使用許可等の事務）の手引等を作成し、適正な運用に努めております。

以上